

下関市監査委員公表第1号  
令和8年(2026年)1月16日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文  
同 秋 森 和 也  
同 戸 澤 昭 夫  
同 井 川 典 子

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
上下水道局	【水道事業会計及び工業用水道事業会計】 総務課、財務経営課、お客さまサービス課、 水道管路課、水道施設課、北部事務所
	【下水道事業会計】 総務課、財務経営課、お客さまサービス課、 下水道管路課、下水道施設課、北部事務所
ボートレース企業局	ボートレース事業課

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

上下水道局、ボートレース企業局
令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

#### 4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

#### 5 監査の期間

上下水道局、ボートレース企業局
令和7年11月1日から令和7年12月31日まで

#### 6 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね適正に処理されていた。

#### 7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

上下水道局（水道事業会計及び工業用水道事業会計）総務課、財務経営課、お客さまサービス課、水道管路課、水道施設課、北部事務所	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 行政財産の使用許可に関する事務において、土地の一部の使用に係る使用料の算定については、下関市上下水道局会計規程第121条第8項の規定により準用される行政財産使用料条例別表 2 来庁者駐車場以外の表備考1の規定により、使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り上げて計算することとなっているが、使用面積の端数処理を行わずに計算したため、算定した使用料の額に誤りがある事例があった。所要の措置を講じるとともに、適正に事務処理されたい。(水道管路課)</p> <p>[意見]</p> <p>なし</p>
上下水道局（下水道事業会計）総務課、財務経営課、お客様サービス課、下水道管路課、下水道施設課、北部事務所	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>

ボートレース企業局 ボートレース事業課

[指摘事項]

(1) 行政財産の使用許可に関する事務において、地下埋設物等を設置するために使用する場合の使用料の算定については、下関市ボートレース企業局会計規程第59条の2第8項の規定により準用される下関市行政財産使用料条例別表 2 来庁者駐車場以外の表 土地の項第2号の規定により例によるとされる下関市道路占用料徴収条例別表備考6の規定により、長さに1メートルの端数があるときは1メートルとして計算することとなっているが、長さ1メートルの端数を切り捨てて計算したため、算定した使用料の額に誤りがある事例があった。所要の措置を講じるとともに、適正に事務処理されたい。

[意見]

なし

以上